

松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託 仕様書

1. 業務委託名

松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託

2. 業務の目的

松江市では、再生可能エネルギー導入促進のきっかけづくりとして、公共施設の使用電力を再エネ 100%とするための仕組みづくりを検討している。

本業務は、そのファーストステップとして、市役所環境エネルギー部が所管する環境関連施設を先行して対象とし、太陽光発電（オンサイト PPA・オフサイト PPA）と蓄電池の導入及び既存バイオマス発電の活用に向けた調査・検討を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 15 日まで

4. 対象施設

検討地点の概要は次のとおりである。

(1) オンサイト検討地点

名称	分類	所在地（松江市）	使用電力量
松江市環境センター	市庁舎	学園南一丁目 20-43	77,862kWh
エコクリーン松江	可燃性一般廃棄物処理施設	鹿島町上講武 1699-1	14,254,000kWh
松江市川向リサイクルプラザ	リサイクル施設	竹矢町 1439-5	468,540kWh
松江市西持田リサイクルプラザ	リサイクル施設	西持田 621	91,228kWh
松江市西持田不燃物処理場	不燃物処理施設	西持田 641	260,016kWh
西持田最終処分場	飛灰埋立処分場	西持田 621	129,654kWh

(2) オフサイト検討地点

名称	分類	所在地（松江市）	敷地面積
高尾谷最終処分場跡地	廃止施設	東出雲町下意東 1274-1	6,000m ²
三沢ごみ処理場跡地	廃止施設	東出雲町内馬 1408-2	1,781m ²
島根一般廃棄物最終処分場	廃止施設	島根町加賀 1929	11,904m ²
八雲農産廃棄物処理場	廃止施設	八雲町西岩板 3774-4	4,573m ²
玉湯不燃物処理場跡地	廃止施設	玉湯町林 1946-55	2,112m ²
松江市北工場	廃止施設	鹿島町上講武 3005-4	11,000m ²

(3) バイオマス発電所

名称	所在地	発電能力	年間発電量
エコクリーン松江	鹿島町上講武 1699-1	4,800kW	2,852 万 kWh (R3 年度)

※バイオマス：約 50%

5. 業務委託内容

(1) 計画準備

業務を実施するに当たって、事前に業務の目的及び内容を把握し、計画・準備を行う。

(2) オンサイト PPA 太陽光発電設置検討

(ア) パネル設置可能場所の検討

建物竣工図等の確認及び現地確認により、施設の建屋や敷地内への最大限の設置可能場所を検討する。建屋の太陽光パネルの設置に係る強度検討は、既存の計算書を参考に設置可否について概略検討を行う（建物の新規強度計算は含まない）。

(イ) 系統連系の可否検討

受電箇所に接続する発電設備の容量・仕様等を基に、一般送配電事業者へ系統連系の可否（逆潮流の可否、追加費用の有無等）の確認を行うための資料作成、対応を行う。

(ウ) 系統連系の方法の検討

パワコンの設置場所、受電設備の改修、配線ルートを選定など太陽光発電の追加に伴う施設内電気設備の設置・改修の検討を行う。

(3) オフサイト PPA 太陽光発電設置検討

(ア) パネル設置可能範囲の検討

6 か所のオフサイト候補地について現地確認し、別途提供する処分場の竣工図等の参照により、太陽光パネルの設置可能範囲を検討する。

(イ) 処分場跡地利用に係る技術検討

処分場跡地に係る法規制を整理し、太陽光パネルを設置する際の技術的留意点について整理する。

(ウ) 系統連系の可否検討

既存の送電線との位置関係を現地にて確認し、連系する発電設備の容量・仕様等を基に、一般送配電事業者へ系統連系の可否（逆潮流の可否、追加費用の有無等）の確認を行うための資料作成、対応を行う。

(エ) 測量調査

オフサイト検討地点の測量調査（4級基準点測量，現地測量）を実施する。現地測量は縮尺1/500、単独座標とする。調査数量は下記を見込む。

名 称	4 級基準点数	地形測量面積	備 考
高尾谷最終処分場跡地	5	6,000m ²	森林，丘陵地
三沢ごみ処理場跡地	3	1,781m ²	森林，丘陵地
島根一般廃棄物最終処分場	9	11,904m ²	森林，丘陵地
八雲農産廃棄物処理場	4	4,573m ²	森林，丘陵地
玉湯不燃物処理場跡地	3	2,112m ²	原野，平地
松江市北工場	8	11,000m ²	都市近郊，平地

(オ) 地質調査

オフサイト検討地点の地質調査（ボーリング調査）を実施する。

1 地点あたりの調査数量は、掘進長 10m および標準貫入試験 10 回を見込む。

(4) 電力供給先施設への蓄電池設置検討

(ア) 需給検討・蓄電池容量選定

夜間や停電時における供給先で必要とする使用電力を算定し、必要な蓄電池容量を選定する。

(イ) 蓄電池設置方法の検討

蓄電池の設置場所、受電設備の改修、配線ルートを選定など蓄電池の追加に伴う施設内電気設備の設置・改修の検討を行う。

(5) バイオマス発電活用検討

エコクリーン松江で行われているバイオマス発電の電力供給先を公共施設とするための検討を行う。

6. とりまとめ整理

本業務における検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。成果品は次のとおりとする。

- 業務報告書：2部
- 電子データ：1式

7. 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時、中間時、納品時の計3回とする。

8. 注意事項

(1) 秘密の保持

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この事項は履行機関の終了後又は契約を解除した後にも存続するものとする。

(2) 個人情報の保護

ア 受託者は、松江市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
イ 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
ウ 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(3) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

9. その他留意事項等

(1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。

(2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。

(3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された時は、松江市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

(5) 受託者は、本業務における一切の事項において、新型コロナウイルス（COVID-19）をはじめとした感染症予防対策を徹底して講じ、事業を行うこと。

また、感染症予防対策の観点において、実施が困難な業務については、必要に応じて本市と協議した上で、オンライン会議システムなどを活用して実施を行うこと。

10. 本仕様書に定めのない事項へ対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。